

後期高齢者医療事務検討委員会設置要綱

平成 19 年 2 月 1 日
告 示 第 3 号

改正 平成 19 年 3 月 31 日 告示第 10 号

(設置)

第 1 条 後期高齢者医療制度の施行に向け、円滑で効率的な準備、運営等ができるよう、業務全般に関する調査及び検討並びに調整を行うため、後期高齢者医療事務検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号のとおりとし、当該各号に掲げる市町の職員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 電算委員会 宇都宮市、足利市、鹿沼市、小山市、矢板市、下野市、那須烏山市、二宮町、芳賀町、壬生町及び那須町
- (2) 資格委員会 宇都宮市、佐野市、小山市、真岡市、那須塩原市、さくら市、西方町、市貝町、藤岡町、岩舟町、都賀町及び高根沢町
- (3) 給付・保健事業委員会 足利市、栃木市、日光市、大田原市、那須塩原市、上三川町、益子町、茂木町、大平町、野木町、塩谷町及び那珂川町

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 電算委員会
 - ア 広域連合と各市町間のネットワークに関すること。
 - イ 広域連合及び各市町に設置する電算機器に関すること。
 - ウ データの受渡しに関すること。
 - エ その他電算システムの構築に必要な事項
- (2) 資格委員会
 - ア 被保険者の認定基準及び受理方法に関すること。
 - イ 被保険者証に関すること。
 - ウ 資格証明書の発行に関すること。

エ 保険料全般に関すること。

オ その他資格事務関係に必要な事項

(3) 給付・保健事業委員会

ア レセプト審査及び点検事務に関すること。

イ レセプトの過誤調整及び再審査事務に関すること。

ウ 高額医療費及び埋葬費に関すること。

エ 給付制限、第三者行為及び不正利得に関すること。

オ 保健事業に関すること。

カ その他給付事務関係に必要な事項

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 第2条各号に掲げる委員会（以下「各委員会」という。）にそれぞれ委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 各委員会の会議（以下「会議」という。）は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、それぞれの委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

(各委員会の庶務)

第7条 各委員会の庶務は、後期高齢者医療広域連合事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれの委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月31日から施行する。